西宮市大学交流協議会

(平成15年11月11日報告監第15号)

(指摘及び改善要望)

監查報告書 51 頁

1 協議会の概要 (3)組織の現況

理事には参加大学・短期大学の学長(8名)、西宮商工会議所会頭及び西宮市長が就任しています。理事会は14年度に3回開催されていますが、うち2回は書面表決をされています。「西宮市大学交流協議会規約」第17条に書面表決等についての規定はありますが、議案の内容も考慮し、できる限り会議により運営するよう努めてください。

(講じた措置)

理事会の開催につきましては、各理事の職務上、日程調整で困難な面が ありますが、できる限り会議により運営するよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 52 頁

2 事業の概要 (2)資格取得講座

民間事業者による講座の開設にあたって明文化された契約・覚書が交わされていません。協議会の事業として実施している以上、適切な対処が必要であると考えられます。

また、講座によっては5人を下回る受講者で開講されたものがあります。 今後、受講者の増加に向けて努力されるよう要望します。

(講じた措置)

平成16年度から、民間事業者による講座の開設に当たっては、契約を締結しています。

また、受講者の増につきましては、講座内容の工夫や、広くPRを行うなど、今後とも努力してまいります。

2 事業の概要 (7)学生ボランティア交流

阪神・淡路大震災を契機に高まった、学生のボランティア活動の支援と 学生相互の交流を図るため、9年に設立された「西宮学生ボランティア交 流センター」の活動を発展的に継承し、学生ボランティア登録、ホームペ ージなどによる活動先の紹介、ボランティア情報の収集・提供などを行っ ています。

14年度の登録者は 659人ですが、活動の状況は把握できていません。 今後、学生ボランティアの活動状況を把握すること及び西宮市社会福祉 協議会のボランティアセンターとの交流を行うことが課題です。

(講じた措置)

学生ボランティアの活動状況の把握につきましては、平成 16 年 2 月に、ボランティア団体にアンケート調査を行い、現状の把握に努めました。西宮市社会福祉協議会のボランティアセンターとの交流につきましても、今後、効果的に発展させていくよう努力してまいります。

(指摘及び改善要望)

監查報告書 56 頁

2 事業の概要 (7)学生ボランティア交流

今後とも、共同講座などの活動を通じて学生交流、地域・産業界との交流がますます活発化し、成果を大学はもとより、地域社会や産業界へも還元されるよう期待します。

(講じた措置)

協議会の設立趣旨書にもありますように、各事業を通じて大学間の交流、 大学と地域社会や産業界との交流を活性化し、その成果を大学、地域社会、 産業界へと還元するため、今後も活発な事業活動に取り組んでまいります。 3 協議会の収支の状況 (1)収入の状況

学生・市民交流事業として市から受託している大学交流祭については、 事業の主旨から考えれば、市民の参加と協働をより強めるなど、実施の内 容・方法についてより効果的なあり方を検討してください。

(講じた措置)

平成 15 年度は学生団体に加えて市民グループにも参加していただきましたが、今後は、市民参加や交流をさらに促進するため、大学交流センターに隣接する北口ギャラリーも活用し、また、アクタ西宮振興会の交流イベントとも連携して、アクタ西宮やその周辺も活用した広がりのある交流事業として進めていくことを検討してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 59 頁

3 協議会の収支の状況 (3)西宮市大学交流協議会運営基金の状況

基金に係る規程は整備されていません。毎年度の予算審議の理事会で積立て等の取扱を決めていますが、今後、規程(目的、積立て及び取り崩しの基準など)を整備してください。

(講じた措置)

基金に係る規程につきましては、「西宮市大学交流協議会 基金運用規程」を制定し、平成16年4月1日より施行しました。

4 補助金の交付 (2)補助金の算定

「要綱」第2条の「補助金の額は、協議会を運営するために大学が負担する額の総額の2分の1を超えない範囲で予算で定める額とする。」によっています。

しかしながら、「要綱」には補助金の使途についての言及が無く、補助対象事業の内容が明確ではありません。今後、「要綱」の内容について検討してください。

(講じた措置)

平成 16 年 4 月 1 日付で西宮市大学交流協議会運営費補助金交付要綱を 一部改正し、補助金の使途に関する規定を加えました。

(指摘及び改善要望)

監查報告書60頁

4 補助金の交付 (5)補助金の経理

協議会の経理は予算差引簿により行われていますが、根拠となる経理規程が定められていません。今後、制定が望まれます。

(講じた措置)

協議会の経理規程につきましては、「西宮市大学交流協議会 経理規程」を制定し、平成16年4月1日より施行しました。

5 今後の課題

協議会は、今後更なる事業内容の充実と受講者の増加、効率的な運営・ 経費執行を課題としています。また、市域を越えた加盟大学の拡大や提携 についても研究を始めようとしています。

本市にあっても、これらの取組みに必要な援助・指導を行い、大学の相 互連携、地域社会や産業界との交流などにより、文化のまちづくり、にぎ わいや活力のあるまちづくりの実を挙げるよう努めてください。

(講じた措置)

西宮市としましては、事業内容の充実、受講者の増加、効率的な運営・経費執行について、協議会に対し必要な支援を行うよう努めてまいります。 また、市域を越えた加盟大学の拡大や提携につきましても、協議会と連携 して研究してまいります。

これらのことを通して、文化のまちづくり、にぎわいや活力のあるまちづくりができるよう、努めてまいります。